

意見の概要及びそれに対する当協会の考え方

No	意見の概要	日本暗号資産取引業協会の考え方
1	証拠金等に暗号資産をもって代用される場合に、その掛目は「直前の基準時における各暗号資産の価格に100分の50を乗じた額を越えない額とする。」とされているが、当該基準を定めることとなった、計算式、観測データ及び観測期間について具体的に開示すべきと思料する。	協会は、暗号資産市場が成立から日が浅いことから、その安定性や社会への普及状況等に照らし総合的に判断した結果、50%相当が妥当と考えます。
2	代用暗号資産の掛目については、利用者の投資行動と交換事業者の運営の双方にとって大きな影響を及ぼすものである。したがって、その算定方法や算定過程については、可能な限り恣意性が入り込まない公明正大なものであるべきであり、その点に関して、貴協会や監督官庁である金融庁には説明責任が生じているのは明らかである。よって、適切な対応を頂きたい。	協会は、暗号資産市場が成立から日が浅いことから、その安定性や社会への普及状況等に照らし総合的に判断した結果、50%相当が妥当と考えます。
3	併せて、暗号資産市場はこれまで急速に変化してきているので、本代用暗号資産の掛目についての、見直し時期、或いは、見直し実施を判断する具体的な要素を明確にして頂きたい。これも前述の説明責任の一環と思料する。	貴重なご意見として承りました。